



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 16 日 (木曜日) 第 264 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1

告 示

○公営企業の業務の状況の公表…………… (財政課) 1

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (") 1

○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (") 2

○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 2

○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 2

○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2

○民有林の保安林の指定…………… (") 2

○宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (山村・材振興課) 2

○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4

○道路の供用の開始…………… (") 4

○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 5

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 5

公 告

○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…………… (河川課) 5

○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 5

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第56号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第38条 部局の長は、法第 231条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者 (以下「指定代理納付者」という。) の指定をしようとするときは、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>2 知事は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。</p>	<p>(指定納付受託者の指定)</p> <p>第38条 部局の長は、法第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定又は指定の取消しをしようとするときは、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 984号

地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第40条の 2 第 1 項の規定により、宮崎県公営企業の令和 3 年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 12 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
国武薬局小林店	小林市駅南 279番地	令和 3 年 11 月 30 日

宮崎県告示第 985号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第

宮崎県告示第 986号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項

においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
国武薬局小林店	小林市駅南 279番地	令和3年12月1日
日向歯科診療所	日向市南町31番地	令和3年12月1日

宮崎県告示第 987号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
土持歯科医院	都城市上町15街区3号	令和3年8月17日

宮崎県告示第 988号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
きらり薬局	えびの市	薬局	令和3年12月1日

宮崎県告示第 989号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ペンギン薬局	宮崎市	薬局	令和3年12月1日
藤元総合訪問看護ステーション	都城市	訪問看護	令和3年12月1日

宮崎県告示第 990号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字落水 761、字水海 12870
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 991号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 延岡市安井町1271-1
- 2 指定の目的 魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 992号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成16年宮崎県告示第 570号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(貸付限度額、償還期間等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項の木材製造の高度化を行うのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 [略]</p> <p>(事業の完了、事業実施報告書等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体、中小企業者又は促進事業者が組織する団体であるときは、事業実施報告書にそれぞれ個人別内訳、中小企業者別内訳又は促進事業者別内訳を明記し、各人、各中小企業者又は各促進事業者の確認印を押印しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項の木材製造の高度化を行うのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	[略]		[略]			<p>(貸付限度額、償還期間等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第17条第1項</u>の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な<u>同法第19条</u>に規定する資金を借り入れる場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 [略]</p> <p>(事業の完了、事業実施報告書等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体、中小企業者又は促進事業者が組織する団体であるときは、事業実施報告書にそれぞれ個人別内訳、中小企業者別内訳又は促進事業者別内訳を明記しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			5 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第17条第1項</u> の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な <u>同法第19条</u> に規定する資金を借り入れる場合	[略]		[略]		
貸付内容	償還期間	据置期間																							
[略]																									
5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項の木材製造の高度化を行うのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	[略]																								
[略]																									
貸付内容	償還期間	据置期間																							
[略]																									
5 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第17条第1項</u> の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な <u>同法第19条</u> に規定する資金を借り入れる場合	[略]																								
[略]																									

別記様式第1号中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

別記様式第3号中

ふりがな 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	印
--	---

を

「

ふりがな 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
--	--

に、

「

ふりがな 氏名 印	を	「 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> ふりがな 氏名 </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> 」	ふりがな 氏名	
ふりがな 氏名				

に改め、同様式(注)中4及び5を

削り、6を4とし、7を5とする。

別記様式第6号中「印」を削る。

別記様式第7号中

ふりがな	
氏名	
(法人その他の団体に あつては、名称及び代 表者の氏名)	印

を

別記様式第7号中

ふりがな	
氏名	
(法人その他の団体に あつては、名称及び代 表者の氏名)	

に、

別記様式第7号中

ふりがな	
氏名	
(法人その他の団体に あつては、名称及び代 表者の氏名)	印

を

ふりがな	
氏名	
(法人その他の団体に あつては、名称及び代 表者の氏名)	

に改める。

別記様式第8号、別記様式第12号及び別記様式第14号から別記様式第23号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- この告示は、公表の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県告示第 993号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年12月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市高岡町上倉永字長丸2784番地先から同市同町上倉永同字2770番まで	旧	9.9～ 15.6	84.2
				新	12.6～ 16.7	84.2

宮崎県告示第 994号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年12月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市高岡町上倉永字長丸2784番地先から同市同町上倉永同字2770	令和3年12月16日

番まで

宮崎県告示第 995号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日之影町	天神山	I-1-3779	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 996号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日之影町	天神山	I-1-3779	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称
一級河川五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川
- 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 河川管理施設の位置
延岡市細見町3637番4地先から延岡市細見町3647番ロ地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 延岡市

住所 延岡市東本小路2番地1

代表者の氏名 延岡市長 読谷山 洋司

5 管理の内容

- 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面の維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和3年12月16日から道路の存続する日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
小林市細野字内田ノ前2626番1、2626番7、2627番1、2627番5、2632番1、2632番3、2633番1、2633番4、2633番5、2633番6、2633番7、2634番1、2634番4、2637番4、2637番6、2638番1、2638番2、2639番1、2639番4、2639番5、2640番1、2640番2、2641番1、2642番1、水路の一部	小林市細野2633番地1 株式会社ホンヤマ

--	--